

県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領

他の都道府県に居住している者は、奈良県立高等学校に出願できませんが、この要領の1～5の各号に該当する者は、所定の手続を経て出願することができます。

また、保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者が、奈良県立高等学校に出願する場合にも所定の手続が必要です。

なお、奈良県公立高等学校に出願した場合には、他の都道府県の公立高等学校に出願できません。

1 出願当時は他の都道府県に居住しているが、高等学校入学時には保護者とともに奈良県内に居住することが確実である者

(1) 全日制課程を志願する者は、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式1）及び必要な書類を添え、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。この場合、原則として奈良県教育委員会が開催する説明会に出席してください。

また、定時制課程又は通信制課程を志願する者は、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（当該高等学校で交付）及び必要な書類を添え、当該高等学校長の承認を得てください。この場合、原則として当該高等学校が開催する説明会に出席してください。

(2) 承認手続の期間は、次のとおりです。

ア 特色選抜及び帰国生徒等特例措置

平成22年1月25日（月）から2月4日（木）までの午前9時から午後5時まで

イ 一般選抜

平成22年1月25日（月）から2月23日（火）までの午前9時から午後5時まで

ウ 第2次募集による選抜

平成22年1月25日（月）から3月9日（火）までの午前9時から午後5時まで

ただし、定時制課程及び通信制課程は、各選抜の出願期日までとします。

なお、奈良県立大和中央高等学校定時制課程の承認手続の期間については、A選抜、B選抜及びC選抜の各出願期日までとします。

(3) その他必要な事項については、別に定める「平成22年度奈良県立高等学校入学者選抜の受検を希望する皆さんへ」によります。

2 他府県に居住している者で、志願する学科を設置する高等学校が、奈良県立高等学校を除けば、著しく遠隔で通学が困難であると認められるもの

(1) 志願できる学校・学科は、次のとおりです。ただし、通学に長時間を要する地域からは出願できません。

奈良県立御所実業高等学校薬品科学科

奈良県立吉野高等学校森林科学科

(2) 志願できる者は、奈良県教育委員会が開催する説明会に出席し、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式2）及び必要な書類を添え、平成22年1月8日（金）から1月15日（金）午後5時までに所定の手続を完了し、奈良県教育委員会教育長の承認を得た者に限ります。

3 他府県に居住している者で、教育に関する事務の委託により奈良県内の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

(1) 京都府京田辺市に居住している者で、教育に関する事務の委託により生駒市立生駒北中学校を卒業したもの又は卒業見込みのものは、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式1）により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

(2) その他の地域に居住している者で、教育に関する事務の委託により奈良県内の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのものについては別に定めます。

4 和歌山県に居住している者で、本県と和歌山県との覚書により、指定地域内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

奈良県立十津川高等学校に出願できます。

この場合、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式2）により、特色選抜においては、平成22年1月25日（月）から2月4日（木）午後5時までに、一般選抜においては、平成22年1月25日（月）から2月23日（火）午後5時までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

5 三重県名張市に居住している者で、同市内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの
第2次募集による選抜に限り、橿原市、桜井市及び宇陀市内に設置する奈良県立高等学校に出願できます。

この場合、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式2）により、平成22年3月23日（火）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

6 保護者とともに奈良県内に居住している者で、他の都道府県の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

(1) 保護者ととともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、上記1の承認を得てください。

(2) 教育に関する事務の委託により県外の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、上記(1)の承認を要しません。ただし、奈良県公立高等学校出願資格証明書（様式3）により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の証明を得てください。

7 その他

この要領で定めるもののほか、必要な事項は、各選抜の要項に準じます。